

郵便等による不在者投票

身体の重い障がいのため投票所に行けない方が、自宅等で郵便等による不在者投票ができる制度です。

郵便等による不在者投票を行うためには、事前に申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

また、郵便等による不在者投票をすることができる方で、特定の障がいのため自書できない方には、あらかじめ定めた代理人に投票に関する記載をしてもらうことができる、代理記載の制度があります。

平成22年4月1日から公職選挙法施行令の一部改正により、身体障害者手帳をお持ちの方で、肝臓の障がいの程度が1級から3級までの方および、戦傷病手帳をお持ちの方で、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症までの方について郵便等による不在者投票の対象になりました。

郵便等による不在者投票

1. 郵便等による不在者投票ができる方

(1) 身体障害者手帳の交付を受けていて、次のような障がいに該当する方

該当する障がいの内容	障がいの程度
両下肢・体幹・移動機能	1級もしくは2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級もしくは3級
免疫・肝臓	1級から3級

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けていて、次のような障がいに該当する方

該当する障がいの内容	障がいの程度
両下肢・体幹	特別項症から第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症から第3項症

(3) 介護保険の被保険者症の要介護状態区分が、要介護5と記載されている方

2. 郵便等投票証明書の交付申請手続き

郵便等による不在者投票は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。